

新旧対照表

○神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則

新	旧
第1条 (略) (特定大規模事業者) 第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める事業者（以下「特定大規模事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。 (1) <u>県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）に係る前事業年度（一の事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前の事業年度をいう。以下同じ。）における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が1,500キロリットル以上である事業者（次号に該当する事業者を除く。）</u> (2) <u>連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）を行う者（以下この号において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業の加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前事業年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者</u> (3) <u>前事業年度の3月31日現在において自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具</u>	第1条 (略) (特定大規模事業者) 第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める事業者（以下「特定大規模事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。 (1) <u>県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）に係る前年度（一の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前の年度をいう。以下同じ。）において使用した燃料（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「旧法」という。）第2条第2項に規定する燃料をいう。）の量並びに前年度において他人から供給された熱（旧法第2条第1項に規定する熱をいう。）及び電気（旧法第2条第1項に規定する電気をいう。）の量をそれぞれ知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が1,500キロリットル以上である事業者（次号に該当する事業者を除く。）</u> (2) <u>定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等におけるエネルギー（旧法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。次条第3項において同じ。）の使用の条件に関する事項であって知事が別に定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この号及び次条第12項において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場等及び当該加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者</u> (3) <u>前年度の3月31日現在において自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で</u>

新	旧
であるものをいう。)を除く。)であって県内に使用の本拠の位置を有するもの(以下「対象自動車」という。)を100台以上使用する事業者 2 条例第11条第2項に規定する計画書提出特定大規模事業者(以下「計画書提出特定大規模事業者」という。)は、当該計画書提出特定大規模事業者が提出した同条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書(以下「事業活動温暖化対策計画書」という。)に係る次条第1項に規定する計画の期間中に前項各号のいずれにも該当しないこととなった場合においても、当該計画の期間中は、特定大規模事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策を継続することが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。 (事業活動温暖化対策計画書等の提出等) 第3条 事業活動温暖化対策計画書は、特定年度(令和7年度又は同年度から起算して3の倍数の事業年度を経過したごとの年度をいう。以下この項及び第7項において同じ。)から起算して3事業年度の期間(特定年度から起算して2年度目又は3年度目に特定大規模事業者となった者にあつては、当該期間から特定大規模事業者となった日の属する事業年度の前事業年度までの期間を除いた期間)を計画の期間として作成するものとする。 2 特定大規模事業者が、条例第53条第2項の規定により条例第11条第1項の規定を適用しないこととした市町村の区域(以下この項において「適用除外区域」という。)及びそれ以外の区域にそれぞれ工場等を設置している場合において、適用除外区域以外の区域に設置しているそれぞれの工場等に係る前事業年度における原油換算エネルギー使用量がいずれも15キロリットル未満であるときは、事業活動温暖化対策計画書の提出を要しない。 3 条例第11条第1項に規定する規則で定める日は、第1項に規定する計画の期間の初年度の7月31日とする。 4 条例第11条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針 (2) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る事項 (3) エネルギーの使用の合理化に係る事項 (4) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項 (5) 2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組に係る事項 5 条例第11条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	あるものをいう。)を除く。)であって県内に使用の本拠の位置を有するもの(以下「対象自動車」という。)を100台以上使用する事業者 (新規) (事業活動温暖化対策計画書) 第3条 条例第11条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書は、事業活動温暖化対策計画書(特定大規模事業者用)(第1号様式)により作成するものとする。 2 条例第11条第1項に規定する規則で定める日は、特定大規模事業者となった日の属する年度(条例第14条に規定する計画期間(以下単に「計画期間」という。)の2年度目以後の各年度を除く。)の7月31日とする。 3 条例第11条第1項第2号に掲げる事項は、特定大規模事業者が県内に設置している全ての工場等(前条第2号に該当する場合にあつては、当該特定大規模事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。以下同じ。)又は使用する全ての対象自動車に係る基準排出量(特定大規模事業者となった日の属する年度の前年度(以下「基準年度」という。)における排出量(事業活動に伴って発生するエネルギー起源二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。以下同じ。))を知事が別に定めるところにより算定したものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の合計量について記載するものとする。ただし、これによることが著しく不合理である場合は、基準年度並びに当該基準年度の前年度及び前々年度の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量を合計したものの3分の1に相当する数量を基準排出量の合計量とするものとする。 4 排出量を排出量原単位(排出量を原単位の指標(生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。以下同じ。))で除して得た値。以下同じ。))により算定している特定大規模事業者(以下「原単位使用特定大規模事業者」という。)である場合における

新	旧
(1) <u>事業の規模</u> (2) <u>当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間</u> (3) <u>その他知事が必要と認める事項</u> 6 <u>条例第11条第2項ただし書（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>条例第11条第1項第1号に掲げる事項のうち、法人の代表者の氏名の変更</u> (2) <u>その他知事が定める軽微な変更</u> 7 <u>条例第11条第3項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書（以下「中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書」という。）は、特定年度から起算して3事業年度の期間（特定年度から起算して2年度目又は3年度目に中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する同項に規定する中小規模事業者（以下「中小規模事業者」という。）にあっては、当該期間から中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度までの期間を除いた期間）を計画の期間として作成するものとする。</u> 8 <u>条例第11条第3項に規定する規則で定める日は、前項に規定する計画の期間の初年度の9月30日とする。</u> 9 <u>第7項の規定にかかわらず、条例第11条第4項に規定する計画書提出中小規模事業者（以下「計画書提出中小規模事業者」という。）が特定大規模事業者となった場合、当該計画書提出中小規模事業者が提出した中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間は、当該計画書提出中小規模事業者が特定大規模事業者となった日の属する事業年度の前事業年度の末日に終了したものとみなす。</u>	<u>る条例第11条第1項第2号に掲げる事項は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について記載するものとする。</u> (1) <u>使用する原単位の指標の種類及び排出量原単位の単位</u> (2) <u>基準年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量原単位</u> (3) <u>当該原単位の指標を使用する理由（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量以外の値を原単位の指標として使用する場合に限る。）</u> 5 <u>条例第11条第1項第4号に掲げる事項は、計画期間が終了する日の属する年度（以下「最終年度」という。）における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び目標とする排出量の削減率（最終年度における目標とする排出量を計画期間の初年度の前年度における排出量で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下「目標削減率」という。）、排出量の削減の目標の設定に関する説明並びに当該目標を達成するための措置（再生可能エネルギー等の導入その他の具体的な措置を含む。以下同じ。）の内容について記載するものとする。この場合において、原単位使用特定大規模事業者にあっては、最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。</u> 6 <u>特定大規模事業者が県内にエネルギー管理指定工場等（第一種エネルギー管理指定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等をいう。次項第8号アにおいて同じ。）及び第二種エネルギー管理指定工場等（同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。同号アにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）を設置している場合にあっては、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、最終年度における目標とする排出量及び目標削減率並びに排出量の削減の目標の設定に関する説明を記載するものとする。この場合において、当該特定大規模事業者が原単位使用特定大規模事業者であるときは、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る第4項第1号及び第3号に掲げる事項、基準年度における排出量原単位並びに最終年度における目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。</u> 7 <u>条例第11条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項</u>

新	旧
	とする。 (1) 前条各号のうち当該特定大規模事業者が該当する号 (2) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、基準年度における県内に設置している全ての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置している全ての工場等に係る基準年度における原油換算エネルギー使用量の合計量） (3) 前条第3号に該当する場合にあっては、基準年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車をいう。）、ハイブリッド自動車（内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいう。）又はディーゼル代替LPガス自動車（液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、ディーゼル車に代替する自動車をいう。）（以下これらを「電気自動車等」という。）が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合） (4) 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号。以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類及び中分類 (5) 計画期間 (6) 当該特定大規模事業者が設置している全ての工場等又は使用する全ての前条第3号の自動車に関する次に掲げる事項（事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。） ア 第3項に規定する事項に相当する事項 イ 原単位使用特定大規模事業者にあつては、第4項第1号及び第2号に掲げる事項に相当する事項

新	旧
	<u>ウ 第5項に規定する事項（排出量の削減の目標の設定に関する説明及び当該目標を達成するための措置の内容を除く。）に相当する事項</u> <u>(7) 温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組に係る事項</u> <u>(8) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等に関する次に掲げる事項</u> <u>ア 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の別</u> <u>イ 名称及び所在地</u> <u>ウ 日本標準産業分類に定める細分類番号</u> <u>エ 実施する事業の名称</u> <u>オ 規模</u> <u>カ 排出量の削減の目標を達成するための対策の区分及び内容</u> <u>(9) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等以外の工場等（基準年度における原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル以上のものに限る。）に関する次に掲げる事項</u> <u>ア 名称及び所在地</u> <u>イ 日本標準産業分類に定める細分類番号</u> <u>ウ 実施する事業の名称</u> <u>エ 基準年度における原油換算エネルギー使用量</u> 8 <u>第1項の事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> <u>(1) 基準排出量の算定の根拠を明らかにする書類（前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの基準排出量に係るものを含む。）</u> <u>(2) 排出量の削減の目標を達成するための措置の内容を確認できる書類（県内のエネルギー管理指定工場等に係るものに限る。）</u> 9 <u>条例第11条第3項（同条第5項において準用する場合（中止の場合を除く。）を含む。）の規定による届出は、事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書（第2号様式）により行うものとする。</u> 10 <u>条例第11条第3項ただし書（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更とする。</u> 11 <u>条例第11条第4項に規定する事業活動温暖化対策計画書は、事業活動温暖</u>

新	旧
	<u>化対策計画書（中小規模事業者等用）（第3号様式）により作成するものとし、同条第5項において準用する同条第1項に規定する規則で定める日は、7月31日とする。</u> 12 <u>条例第11条第5項において準用する同条第1項第2号に掲げる事項は、前項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における中小規模事業者等（条例第11条第4項に規定する「中小規模事業者等」をいう。以下同じ。）が県内に設置している全ての工場等（当該中小規模事業者等が連鎖化事業者である場合にあっては、当該中小規模事業者等が行う連鎖化事業に係る加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。以下同じ。）又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量について記載するものとする。ただし、これによることが著しく不合理である場合は、当該前年度並びに当該前年度の前年度及び前々年度の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量を合計したものの3分の1に相当する数量を排出量の合計量とするものとする。</u> 13 <u>排出量を排出量原単位により算定している中小規模事業者等（以下「原単位使用中小規模事業者等」という。）である場合における条例第11条第5項において準用する同条第1項第2号に掲げる事項は、前項に規定するもののほか、第4項第1号及び第3号に掲げる事項並びに第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量原単位を併せて記載するものとする。</u> 14 <u>条例第11条第5項において準用する同条第1項第4号に掲げる事項は、最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び目標削減率、排出量の削減の目標の設定に関する説明並びに当該目標を達成するための措置の内容について記載するものとする。この場合において、原単位使用中小規模事業者等にあっては、最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。</u> 15 <u>条例第11条第5項において準用する同条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>（1） 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を作成する場合にあっては、当該計画書</u>

新	旧
	<u>を提出する日の属する年度の前年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合</u> (2) <u>県内に設置している工場等に関する次に掲げる事項</u> ア <u>名称及び所在地</u> イ <u>日本標準産業分類に定める細分類番号</u> ウ <u>実施する事業の名称</u> エ <u>第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における原油換算エネルギー使用量</u> (3) <u>第7項第4号、第5号及び第7号に掲げる事項</u> 16 <u>第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）には、排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。</u> 17 <u>条例第11条第5項において読み替えて準用する同条第3項の規定による当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したときの届出は、事業活動温暖化対策計画中止届出書（第4号様式）により行うものとする。</u> (<u>排出状況報告書</u>)
(<u>実績報告書の提出等</u>)	
第4条 <u>条例第14条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>	第4条 <u>条例第14条に規定する排出状況報告書は、同条に規定する計画書提出事業者（以下単に「計画書提出事業者」という。）が特定大規模事業者の場合にあっては排出状況報告書（特定大規模事業者用）（第5号様式）により、中小規模事業者等の場合にあっては排出状況報告書（中小規模事業者等用）（第6号様式）により作成するものとする。</u>
(1) <u>条例第11条第1項第1号に掲げる事項</u>	
(2) <u>報告対象年度（報告の対象となる事業年度をいう。以下この条において同じ。）</u>	
(3) <u>報告対象年度における条例第11条第1項第3号に掲げる事項に関する状況</u>	2 <u>前項の排出状況報告書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u>
(4) <u>報告対象年度における前条第4項第2号から第5号までに掲げる事項に関する状況</u>	(1) <u>条例第11条第1項第1号に掲げる事項</u>
(5) <u>報告対象年度における前条第5項第1号に掲げる事項</u>	(2) <u>報告対象年度（報告の対象となる年度をいう。以下同じ。）</u>
(6) <u>前条第5項第2号及び第3号に掲げる事項</u>	(3) <u>第2条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、報告対象年度における県内に設置している全ての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置している全ての工場等に係る報告対象年度における原油換算エネルギー使用量の合計量）</u>
2 <u>条例第14条第1項に規定する規則で定める日は、報告対象年度の翌事業年度の7月31日とする。ただし、条例第11条第2項の規定により廃止又は休止の届出を行った計画書提出特定大規模事業者にあっては、当該届出をした日の翌日から起算して90日を経過した日とする。</u>	(4) <u>第2条第3号に該当する場合にあっては、報告対象年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該</u>
3 <u>条例第14条第2項に規定する規則で定める事項は、第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項とする。</u>	
4 <u>条例第14条第2項に規定する規則で定める日は、報告対象年度の翌事業年</u>	

新	旧
度の7月31日とする。ただし、条例第11条第4項において読み替えて準用する同条第2項の規定により中止、廃止又は休止の届出を行った計画書提出中小規模事業者にあつては、当該届出をした日の翌日から起算して90日を経過した日とする。	台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車等が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合)
5 条例第14条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	(5) 前条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。）、第6項（県内のエネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、基準年度における排出量原単位、最終年度における目標とする排出量及び排出量原単位並びに第4項第1号に係る事項に限る。）並びに第7項第1号、第4号から第6号（同号ウに規定する事項のうち、目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分を除く。）まで並びに第8号イ及びオに掲げる事項
(1) 計画書提出特定大規模事業者が条例第11条第2項の規定により廃止の届出を行った場合（当該計画書提出特定大規模事業者が提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止した日の属する事業年度の翌事業年度以後を報告対象年度とする条例第14条第1項に規定する実績報告書（以下「実績報告書」という。）の場合に限る。）	(6) 報告対象年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、排出量原単位（設置している全ての工場等又は使用する全ての第2条第3号の自動車に関する事項（排出状況報告書（特定大規模事業者用）の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。）及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。）
(2) 計画書提出特定大規模事業者が条例第11条第2項の規定により休止の届出を行った場合（当該計画書提出特定大規模事業者が提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を休止した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業を再開する日の属する事業年度の前事業年度までを報告対象年度とする実績報告書の場合に限る。）	(7) 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明（エネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。）
(3) 計画書提出中小規模事業者が条例第11条第4項において準用する同条第2項の規定により中止又は廃止の届出を行った場合（当該計画書提出中小規模事業者が提出した中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止した日又は当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止した日の属する事業年度の翌事業年度以後を報告対象年度とする条例第14条第2項に規定する中小規模事業者用実績報告書（以下「中小規模事業者用実績報告書」という。）の場合に限る。）	3 第1項の排出状況報告書（特定大規模事業者用）には、報告対象年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類（第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの排出量に係るものを含む。）を添付しなければならない。
(4) 計画書提出中小規模事業者が条例第11条第4項において準用する同条第2項の規定により休止の届出を行った場合（当該計画書提出中小規模事業者が提出した中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を休止した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業を再開する日の属する事業年度の前事業年度までを報告対象年度とする中小規模事業者用実績報告書の場合に限る。）	4 第1項の排出状況報告書（中小規模事業者等用）には、次に掲げる事項（条例第11条第4項の規定により提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事項に関する事項に限る。）を記載するものとする。
(5) その他知事が特別の事情があると認める場合	(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項 (2) 第2項第2号に掲げる事項 (3) 前条第7項第4号及び第5号、第12項、第13項（第4項第3号に係る部分を除く。）、第14項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。）に規定する事項 (4) 報告対象年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用中小規模事業者等

新	旧
(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表) 第5条 条例第15条に規定する規則で定める事項のうち、条例第12条に規定する事業活動に係る計画書（以下「事業活動に係る計画書」という。）に係る事項は、条例第11条第1項各号に掲げる事項のうち公表することにより当該事業活動に係る計画書を提出した計画書提出特定大規模事業者又は計画書提出中小規模事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。 2 条例第15条に規定する規則で定める事項のうち、実績報告書に係る事項は、前条第1項各号に掲げる事項のうち公表することにより当該実績報告書を提出した計画書提出特定大規模事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。 3 条例第15条に規定する規則で定める事項のうち、中小規模事業者用実績報告書に係る事項は、前条第3項に規定する事項のうち公表することにより当該中小規模事業者用実績報告書を提出した計画書提出中小規模事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。	にあつては、<u>排出量原単位</u> (5) <u>報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明</u> (6) <u>当該中小規模事業者等が対象自動車に係る前条第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出した場合にあつては、報告対象年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該対象自動車の総数に占める割合</u> 5 <u>第1項の排出状況報告書（中小規模事業者等用）には、報告対象年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。</u> 6 <u>条例第14条に規定する規則で定める日は、7月31日とする。</u> (結果報告書) 第5条 条例第15条に規定する規則で定める日は、計画期間が終了する場合にあつては最終年度の翌年度の7月31日とし、条例第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出（事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止（同項において準用する場合にあつては、当該廃止及び計画の中止）に係るものに限る。）をした場合にあつては当該届出をした日の翌日から起算して90日を経過した日とする。 2 条例第15条に規定する結果報告書は、計画書提出事業者が特定大規模事業者の場合にあつては結果報告書（特定大規模事業者用）（第7号様式）により、中小規模事業者等の場合にあつては結果報告書（中小規模事業者等用）（第8号様式）により作成するものとする。 3 前項の結果報告書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) <u>条例第11条第1項第1号及び第5号に掲げる事項</u> (2) <u>第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、最終年度における県内に設置している全ての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置している全ての工場等に係る報告対象年度における原油換算エネルギー使用量の合計量）</u> (3) <u>第2条第3号に該当する場合にあつては、最終年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該台数</u>

新	旧
	<u>及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合)</u> <u>(4) 第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項（目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。）、第6項（目標削減率、目標削減率に相当する率、排出量の削減の目標の設定に関する説明及び第3条第4項第3号に係る事項を除く。）並びに第7項（第2号、第3号、第6号ウに規定する事項のうち目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分並びに第9号を除く。）に規定する事項</u> <u>(5) 計画期間の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、排出量原単位（設置している全ての工場等又は使用する全ての第2条第3号の自動車（結果報告書（特定大規模事業者用）の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。）及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。）</u> <u>(6) 県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の削減率（最終年度における排出量を計画期間の初年度の前年度における排出量で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下同じ。）及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の原単位削減率（最終年度における排出量原単位を計画期間の初年度の前年度における排出量原単位で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下同じ。）（設置している全ての工場等又は使用する全ての第2条第3号の自動車（結果報告書（特定大規模事業者用）の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。）及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。）</u> <u>(7) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明（県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。）</u> <u>(8) 第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、県内のエネルギー管理指定工場等以外の工場等（最終年度における原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル以上のものに限る。）に関する次に掲げる事項</u> <u>ア 名称及び所在地</u> <u>イ 日本標準産業分類に定める細分類番号</u>

新	旧
	<u>ウ 実施する事業の名称</u> <u>エ 最終年度における原油換算エネルギー使用量</u> <u>(9) 県内のエネルギー管理指定工場等に関する排出量の削減の目標を達成するための対策の実施状況（未実施の場合にあっては、その理由）</u> 4 <u>第2項の結果報告書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> <u>(1) 最終年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類（第2条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの排出量に係るものを含む。）</u> <u>(2) 計画期間内における排出量の削減の目標を達成するための措置の内容を確認できる書類（県内のエネルギー管理指定工場等に係るものに限る。）</u> 5 <u>第2項の結果報告書（中小規模事業者等用）には、次に掲げる事項（条例第11条第4項の規定により提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事項に関する事項に限る。）に記載するものとする。</u> <u>(1) 条例第11条第1項第1号及び第5号に掲げる事項</u> <u>(2) 第3条第12項、第13項（第4項第3号に係る部分を除く。）、第14項（目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。）及び第15項（第1号及び第2号エを除く。）並びに工場等に係る第3条第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出した場合にあっては、当該工場等ごとの最終年度における原油換算エネルギー使用量</u> <u>(3) 計画期間の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用中小規模事業者等にあっては、排出量原単位</u> <u>(4) 最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る削減率及び原単位使用中小規模事業者等にあっては、原単位削減率</u> <u>(5) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明</u> <u>(6) 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る第3条第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出した場合にあっては、最終年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象</u>

新	旧
(実績報告書等の評価及びその公表) 第6条 条例第16条第1項の規定により評価を行うときは、事業活動温暖化対策計画書及び実績報告書の内容（事業活動温暖化対策計画書にあっては第3条第4項第2号に掲げる事項のうち事業活動温暖化対策指針に定める事項に限り、実績報告書にあっては第4条第1項第4号に掲げる事項に限る。）について評価を行うものとする。 2 前項の規定は、条例第16条第3項の規定により評価を行う場合について準用する。 3 条例第16条第4項の規定により評価の結果を通知しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。 (1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項 (2) 条例第16条第1項又は第3項の規定による評価の結果 (3) 条例第16条第6項の規定による意見を書面により述べることができる旨及びその期間 (4) その他知事が必要と認める事項 4 条例第16条第5項に規定する規則で定める場合は、天災その他の事業活動温暖化対策指針に定める場合とする。	自動車の総数に占める割合 6 第2項の結果報告書（中小規模事業者等用）には、最終年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。 (事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表) 第6条 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、事業活動温暖化対策計画書に係る事項は、次に掲げる事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。 (1) 計画書提出事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 条例第11条第1項第3号及び第5号に掲げる事項 (3) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項から第5項まで及び第7項（第2号、第8号オ及びカ並びに第9号に掲げる事項を除く。）に規定する事項 (4) 中小規模事業者等にあつては、第3条第12項から第14項まで並びに第15項第1号及び第3号に掲げる事項 2 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、排出状況報告書に係る事項は、次に掲げる事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。 (1) 第4条第2項第2号及び前項第1号に掲げる事項 (2) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。）並びに第7項（第2号、第3号、第6号ウ（目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分に限る。）及び第7号から第9号までに掲げる事項を除く。）並びに第4条第2項第4号、第6号及び第7号（エネルギー管理指定工場等に関する部分を除く。）に掲げる事項 (3) 中小規模事業者等にあつては、第3条第12項、第13項（第4項第3号に係る部分を除く。）、第14項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。）及び第15項第3号（第7項第7号に係る部分を除く。）並びに第4条第4項第4号から第6号までに掲げる事項 3 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、結果報告書に係る事項は、次に掲げる事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権

新	旧
(身分証明書)	利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。 <u>(1) 第1項第1号に掲げる事項</u> <u>(2) 条例第11条第1項第5号に掲げる事項</u> <u>(3) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項（目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。）並びに第7項（第2号、第3号、第8号オ及びカ並びに第9号に掲げる事項を除く。）並びに前条第3項第3号及び第5号から第7号まで（県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を除く。）に掲げる事項</u> <u>(4) 中小規模事業者等にあつては、第3条第12項、第13項（第4項第3号に係る部分を除く。）、第14項（目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。）及び第15項第3号並びに前条第5項第3号から第6号までに掲げる事項</u> <u>(事業活動温暖化対策計画書の改善の求め)</u>
第7条 条例第17条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第8号様式）とする。	第7条 条例第17条第2項の規定による改善の求めは、書面により行うものとする。
第8条～第26条 （略）	第8条～第26条 （略）
(削除)	(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業)
	第27条 条例第49条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業とする。 <u>(1) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）22—1（1）に掲げる判断の基準に適合する省エネルギー診断を行う事業であつて、当該省エネルギー診断を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</u> <u>(2) 事業者が、省エネルギーを目的として、建築物の使用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該建築物の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業であつて、当該設計等を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</u> <u>(3) 第1条第1項第1号から第5号までに掲げるものを変換して得られる電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面（以下この号において「証書」という。）を作成し、及び発行する事業であつて、当該証書の作成及び発行を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に</u>

新	旧
	<u>定める基準に適合するもの</u> <u>(4) 事業者及び県民が自らの削減が困難な温室効果ガスの排出の量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量（以下この号において「クレジット」という。）を購入すること等により、その排出の量の全部又は一部を埋め合わせることにし、クレジットの提供、支援等を行う事業であって、当該提供、支援等を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</u> <u>(5) 条例第44条第1項に規定するエコドライブの実施の普及及び推進のため、当該エコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業であって、当該講習会を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</u> <u>(6) 事業者及び県民に対する地球温暖化対策についての理解を深めるために行われる地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業であって、当該教育及び学習を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</u> <u>(7) その他知事が他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献すると認める事業</u> <u>(登録事項)</u>
(削除)	<u>第28条 条例第49条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 登録に係る事業の区分</u> <u>(3) 登録に係る事業の連絡先</u> <u>(登録の申請)</u>
(削除)	<u>第29条 条例第49条第2項の規定による申請は、温室効果ガス削減事業登録申請書（第21号様式）により行うものとする。</u> <u>2 前項の申請書には、条例第49条第1項に規定する登録事項（以下単に「登録事項」という。）を確認するため知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</u> <u>(登録簿)</u>
(削除)	<u>第30条 条例第49条第3項に規定する登録簿は、登録事項、登録番号及び登録年月日を温室効果ガス削減事業登録簿として取りまとめたものとする。</u> <u>(事業の登録を拒むことができる場合)</u>

新	旧
(削除)	<u>第31条 条例第49条第3項ただし書に規定する事業の登録を拒むことができる場合は、次に掲げる場合とする。</u> (1) <u>当該申請に係る事項に虚偽がある場合</u> (2) <u>事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反する事実がある場合</u> (3) <u>条例第52条第2号又は第3号の規定により、事業の登録を抹消された日から起算して2年を経過していない場合</u> (4) <u>その他事業の登録をすることが適当でないと知事が認めた場合</u> <u>(登録の通知)</u>
(削除)	<u>第32条 知事は、条例第49条第3項の規定により登録したときは、条例第50条第1項に規定する登録事業者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u> <u>(登録等の拒否の通知)</u>
(削除)	<u>第33条 知事は、条例第49条第3項ただし書又は条例第50条第2項において読み替えて準用する条例第49条第3項ただし書の規定により登録又は変更を拒んだときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該事業者に対して書面により通知するものとする。</u> <u>(規則で定める公表するもの)</u>
(削除)	<u>第34条 条例第49条第4項に規定する規則で定めるものは、第29条第1項の申請書の別紙とする。</u> <u>(変更の申請)</u>
(削除)	<u>第35条 条例第50条第1項の規定による変更の申請は、温室効果ガス削減事業登録事項変更申請書（第22号様式）により行うものとする。</u> 2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1) <u>変更後の第29条第1項の申請書の別紙</u> (2) <u>変更に係る登録事項を確認するため知事が必要と認める書類</u> 3 <u>知事は、条例第50条第2項の規定において読み替えて準用する条例第49条第3項の規定により登録事項の変更を行ったときは、登録事業者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u> <u>(変更又は廃止の届出)</u>
(削除)	<u>第36条 条例第51条第1項の規定による届出は、登録事項に変更があったときは温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書（第23号様式）により、登録に係る事業を廃止したときは温室効果ガス削減事業登録廃止届出書（第24号様式）により行うものとする。</u> 2 <u>前項の温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書には、前条第2項各号に</u>

新	旧
(削除)	<u>掲げる書類を添付しなければならない。</u> <u>(事業の登録の抹消)</u>
(公表)	<u>第37条 知事は、条例第51条第2項又は第52条の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該事業者に書面により通知するものとする。</u> (公表)
<u>第27条 条例第52条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1)～(3) (略)	<u>第38条 条例第56条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1)～(3) (略)
2 条例第52条第1項の公表は、神奈川県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行う。	2 条例第56条第1項の公表は、神奈川県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行う。
<u>第28条 (略)</u>	<u>第39条 (略)</u>
<u>第1号様式から第7号様式まで 削除</u>	<u>第1号様式～第7号様式 (略)</u>

新	旧
第8号様式（第7条関係）（表）（用紙 縦5.5センチメートル 横9.1センチメートル） 第 号 立 入 調 査 員 証 写真 所 属 等 氏 名 上記の者は、神奈川県地球温暖化対策推進条例第17条第3項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。 年 月 日 神奈川県知事 	（新規）

新	旧
(裏) <u>神奈川県地球温暖化対策推進条例(抜粋)</u> <u>(指導、助言等)</u> 第17条 知事は、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動に係る計画書の内容及び当該事業活動に係る計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言並びに前条第1項又は第3項の規定による評価の結果に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。 2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者に対し、資料の提出を求めることができる。 3 知事は、第1項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者が設置し、又は管理している事業所、事務所その他これらに類する場所（以下この項において「計画書提出事業者に係る事業所等」という。）において実地に調査を行う必要があるときは、当該計画書提出事業者に係る事業所等へその命じた者又は委任した者が立ち入ることについて、当該計画書提出事業者に協力を求めることができる。 4 前項に規定する調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。	
第9号様式～第20号様式 （略） (削除)	第9号様式～第20号様式 （略） 第21号様式 （第29条関係）（用紙 <u>日本産業規格A 4 縦長型</u>） 別紙（用紙 <u>日本産業規格A 4 縦長型</u>） 第22号様式 （第35条関係）（用紙 <u>日本産業規格A 4 縦長型</u>） 第23号様式 （第36条関係）（用紙 <u>日本産業規格A 4 縦長型</u>） 第24号様式 （第36条関係）（用紙 <u>日本産業規格A 4 縦長型</u>）
(削除)	
(削除)	
(削除)	